

99号事件

第1 審査会の結論

平成30年4月24日付け非開示決定は取り消す。

以下の部分を除いて、部分開示すべきである。

- ・非開示部分…対象者個人もしくはその親族に関する情報、訴状の代理人弁護士印の印影、成年後見人に選任された弁護士名、診断書を作成した医師名、住所、診療所名、振込口座、市および裁判所の口座名、高齢者の処遇に関する情報・相談等

第2 公文書開示請求から本件審査請求に至るまでの経緯

1 公文書開示請求

審査請求人は、平成30年4月10日、監査委員事務局あてに、下記文書の開示を求める公文書開示請求を行った。

記

監査公表第1号中、第2監査の実施、4. 関係職員の意見聴取にある、監査対象部局から提出された弁明書及び関係書類の一切（以下、総じて「本件文書」という）

2 移送

監査委員事務局は、上記請求を福祉総務課生活支援室、介護高齢課介護予防支援室（以下、総じて「実施機関」という）に移送した。

3 非開示決定

実施機関は、平成30年4月24日、審査請求人が開示を求めた文書一切について、公文書非開示決定を行った。

4 本件審査請求

審査請求人は、平成30年5月1日付けで本件審査請求を行った。

審査請求の理由は、実施機関作成の弁明書などが開示されないと監査結果が理解できないため、であった。

第3 実施機関の弁明

審査会当日における実施機関の口頭による弁明を含め、概略以下の通りである。

- 1 本件文書は、現在係争中の案件であり、かつ訴訟にかかる内部方針等に関する情報が含まれており、市の遂行する争訟にかかる事務について当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため、桑名市情報公開条例第7条第6号イに該当すると考える。
- 2 本件文書は、成年後見の対象者（以下、単に「対象者」という）個人、もしくはその親族等に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの、又は特定

の個人を識別することはできないが、公にすることより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを多数含むため、条例第7条第2号に該当する。

- 3 権利擁護業務については、高齢者の処遇に関する情報・相談等の提供された情報を元に、他の関係機関と連携を図ることにより、高齢者の福祉の確保に努めており、本件文書には、上記情報や連携経緯等が含まれているが、これらの情報や、連携経緯を開示することにより、円滑な連携を含めた事務の遂行が著しく困難になる。これは、桑名市情報公開条例第7条第5号に該当する。
- 4 以上の非開示部分を除いた部分については、有意な情報が記録されていないため、桑名市情報公開条例第8条第1項但し書きにより、全部を非開示とした。

なお、実施機関の弁明書には、桑名市成年後見制度利用支援事業審査会議事録（第2回、第4回）の写しが添付されているが、対象者以外の案件の議事録部分は、弁明書提出時点において既に黒塗りされている。

第4 審査会の判断

以下、実施機関の弁明項目ごとに判断する。

1 1について

本件文書には、訴訟にかかる内部方針等に関する情報は含まれていない。また、市の遂行する争訟にかかる事務について、当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められる部分は含まれていない。よって、桑名市情報公開条例第7条6号イに該当するとは言えず、同条項を理由に非開示とすることは認められない。

2 2について

- ① 対象者個人もしくはその親族に関する情報であって、特定の個人の識別情報の非開示は妥当である。さらに、特定の個人を識別することはできないが、日時等を特定した結果、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものも、非開示とすべきことは是認できる。

本件文書には、訴状、訴状訂正の申立書、判決文が含まれる。これらの文書中の対象者等の個人識別情報や、権利利益を害するおそれがある情報の取り扱いも他の文書と同様である。

② 訴状の原告代理人弁護士名

事業を営む個人の当該事業に関する情報であるので、桑名市情報公開条例第7条第2号には該当せず、桑名市情報公開条例第7条第3号に該当するか否かの問題であるところ、特段の事情がない限り、公にしても当該事業を営む個人の正当な利益を害することになるとはいえず、事業活動上の不利益を生じるおそれもないと考えられるため、桑名市情報公開条例第7条第3号本文にも該当せず、開示すべきである。

③ 訴状の代理人弁護士の印影

訴状には、当該弁護士が真正に作成したものとして、弁護士の職印が押印さ

れている。この職印は、所属弁護士会に登録される。これを一般的に開示すると、偽造される等の支障を生ずるおそれがあり、事業を営む個人の正当な利益を害すると認められる。よって、桑名市情報公開条例第7条第3号本文に該当し、同条同号但し書きにも該当しないので、非開示とすべきである。

④ 成年後見人に選任された弁護士名

事業を営む個人の当該事業に関する情報であり、桑名市情報公開条例第7条第3号に該当するか否かの問題であるところ、成年後見人に一旦選任されたが、後日成年後見の申立が取り下げられたことにより、選任が取り消されているため、公にすることにより事業を営む個人の正当な利益を害すると認められる。よって、桑名市情報公開条例第7条第3号本文に該当し、同条同号但し書きにも該当しないので、非開示とすべきである。

⑤ 診断書を作成した医師名、住所、歳出予算整理簿記載の診療所名、振込口座

事業を営む個人の当該事業に関する情報であり、桑名市情報公開条例第7条第3号に該当するか否かの問題であるところ、その診断内容の適正さが問題になっているため、公にすることにより事業を営む個人の正当な利益を害すると認められる。よって、桑名市情報公開条例第7条第3号本文に該当し、同条同号但し書きにも該当しないので、非開示とすべきである。

⑥ 市および津地方裁判所の口座の銀行名、口座番号、預金種別、口座名義人名、振込人名

当該情報については、桑名市情報公開条例第7条第4号に該当するか否かが問題となる。

銀行等の預金口座情報については、一般にこれらの情報を公にした場合、当該口座の預金残高や入出金状況が割り出され、不正引出しが行われる可能性があり、このような預金残高の調査等を売り物にしている調査会社等も存在するといわれていること、また、他人の口座に一方向的に振込みを行い、法外利息を要求する悪質な事件等も発生していることなどから、公にすると、第三者に悪用されて、当該口座を有するものの財産の保護に支障が生ずるおそれがあるものと考えられる。

よって、桑名市情報公開条例第7条第4号に該当し、非開示とすべきである。

3 3について

高齢者の処遇に関する情報・相談等の提供された情報を元に、他の関係機関と連携を図ることにより高齢者の福祉の確保に努めることは市の行政目的にかなうことであり、これらの情報や、連携経緯を開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるので、該当する情報や、連携経緯について非開示は妥当である。

本件についてみるに、対象者についての情報提供者名や、提供資料の内容、その提供日時、調査等の連携相手については、桑名市情報公開条例第7条第5号により非開示とすることは妥当である。

しかしながら、高齢者保護の正規の機関間の連携は当然のことであり、その連携経

緯については開示すべきである。

4 4について

本件文書には、上記非開示とした部分を除いても、有意な情報は記録されている。よって、桑名市情報公開条例第8条第1項但し書きにより、全部を非開示とすることは許されない。

第4 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成30年5月22日	・実施機関から審査請求諮問書及び審査会会議出席届出書を受理
5月29日	・審査請求人に対して意見書及び出席申請書提出通知
6月7日	・審査請求人から意見書及び審査会出席届出書受理
6月27日	・書面審理 ・審査請求人の口頭意見陳述 ・実施機関の補足説明の聴取 ・審議 (第1回審査)
7月25日	・書面審理 ・審議 (第2回審査)
8月8日	・答申

桑名市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長	福 井 悦 子	弁 護 士
会長職務代理者	藤 枝 律 子	大 学 准 教 授
委 員	田 口 勤	弁 護 士
委 員	板 垣 謙 太 郎	弁 護 士
委 員	藤 本 直 記	税 理 士